

# 一般社団法人東京都フラワー装飾技能士会 会則

## (名称)

第1条 この会は、「一般社団法人東京都フラワー装飾技能士会」という。

## (事務所)

第2条 この会の事務所は、東京都北区滝野川におく。

## (目的)

第3条 この会は、職業能力開発促進法に基づく技能士の技能及び知識の向上と後輩の育成指導につとめ、技能士の社会的地位の向上を図り、もって、わが国産業経済の発展に寄与することを目的とする。

## (事業)

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 技能士の技能及び知識の向上を図るための研修会、見学会、技能競技大会等の開催及び参加。
- (2) 技能に関する調査研究及び情報の提供並びに啓蒙宣伝。
- (3) 職業訓練及び技能検定の実施に対する協力
- (4) 関係結団体との連絡及び協力
- (5) その他この会の目的の達成に必要な事業

## (会員)

第5条 この会の会員の資格を有するものは、次のとおりとする

- (1) 正会員はフラワー装飾技能士であるもの
- (2) 準会員はフラワー装飾技能士になろうとするもの
- (3) 特別会員は、前各号に掲げるもののほか、本会の目的に賛同するもの。

## (加入)

第6条 本会の会員になろうとするものは入会の申込みをし、当技能士会役員の承経を得なければならない。

## (退会)

第7条 会員は、理由を付した書面により会長に申し出て本会を退会することができる。

## (除名)

第8条 会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決により除名することができる。  
ただし、10日前に会員に対しその旨を通知し、かつ、総会において弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 本会の目的達成又は事業の運営を妨げたとき。
- (2) 会費の納入その他会員の義務を怠ったとき。
- (3) 本会の信用を失わせる行為をしたとき。

## (機関・議決)

第9条 この会の議決を行う機関として、総会及び役員会をおく。

2 総会は正会員で構成し、正会員総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

3 総会は会長が召集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業計画及び予算
- (2) 年度事業報告及び決算の承認
- (3) 役員を選任
- (4) 本会の解散、合併に関する事項
- (5) 会員の除名に関する事項
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

4 役員会は会長が召集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。  
議長は会長が務める。

5 役員会は役員1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議事を決する。

## (役員)

第10条 この会に次の役員をおく。

会長(1名) 会長は本会を統括し代表する。

副会長(1名) 副会長は会長を補佐する。

幹事長(1名) 総会、理事会の決定に基づき、事業執行や管理業務について総括する。

監事(1名以上) 監事は役員職務執行を監査する。

2 役員は総会で選任する。

任期は2年とし、再任を妨げない。権限、責務等は、総会が定める。

3 会長、副会長、幹事長、をもって役員会を構成する。

4 監事は役員会、総会に出席し発言することができる。役員及び役員会が機能しない時は、総会を招集できる。

## (事業年度)

第11条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

## (財産の管理)

第12条 この会の会計処理および管理方法は役員会が定める。

## (会則の改正)

第13条 会則の改正は総会において正会員の2/3以上の賛成をもって決する。

## (細則)

第14条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、役員会が定める。

## (会費及び入会金)

第15条 会費及び入会金の額は、次のとおりとする。

- (1) 正会員及び準会員の会費は、年額 7,000円。
- (2) 特別会員の会費は、年額 12,000円。
- (3) 入会金は 7,000円。(雑則)

第 16 条 この会則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。